

規制緩和

混合診療の解禁と保険外併用の違い

つまり国が認めていない薬や治療法を受記事は「からくりはこうだ」と説明する。事例要約である。 こじれて10年」(4月8日朝刊)の日経新聞・「規制・岩盤を崩す」の「混合

が原因、と言うのだ。全額負担にされる。この「混合診療の禁止を額負担にされる。この「混合診療の禁止

で、手術代は自己負担だが、他の費用は保建術」は「保険外併用療養費」制度の対象「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再

度への理解や周知度の低さが気がかりだ。を見つけた。特に「保険外併用療養費」制を見つけた。特に「保険外併用療養費」制で、格好のケース・スタディーで、格好のケース・スタディー

対象外の複雑さ

70歳の女性が白内障の手術を受けるの歳の女性が白内障の手術を登払った」という。

ス」だけは完全な保険対象外にされている。 どれを選ぶか、で自己負担は大きく変わる。患者の女性が、そんな選択肢があることを知らなかったのも無理はない。ことを知らなかったのも無理はない。ことを知らなかったのも無理はない。 に、保険外併用療養費は、どの医療機関にも適用されるわけではない。「先進医療」を施すには医療技術ごとの基準(専門医を施すには医療技術ごとの基準の関係の担当、その経験年数等)を満たし、厚労

「説明責任」が問われる

相の許可を得る必要がある。

進医療」になる。

進医療」になる。

(保険対象にするかどうか、を評価中の「先務、特殊の入れ歯などである。「評価療養」は、財料の入れ歯などである。「評価療養」は、世でと求める差額ベッド、予約診療、特殊なを求める差額ベッド、予約診療、特殊なを求める差額ベッド、予約診療、特殊などである。二種類あって保険対象にするかどうか、を評価中の「先

焦点レンズも全国260カ所余で認可・カ所と少なくはない(4月1日時点)。多類に上り、実施機関も全国延ベ1171類に上り、実施機関も全国延ベ1171

「多焦点レンズ」治療の自己負担

(仮に通院で手術代70万円 他の検査・薬代・診察費等10万円の場合)

	手術代(保険対象外)	他の費用(保険対象)	自己負担
先 進 医 療 実 施 機 関	70万円	70歳以上10万円×1割 一般 10万円×3割	71万円 73万円
先 進 医 療 認可外機関	70万円	10万円	80万円

全額自己負担の「レンティス」を除く。保険対象の「他の費用」が月額26万7000 円超は「高額療養費」制度で自己負担は軽減される。また70歳以上の通院での自 己負担は月額上限 1.2 万円(いずれも上位所得者、現役並み所得者、低所得者を除く)

本音はどこにあるのか

張を紹介した。 肢が広がる」、 などと政府の 日 経の記事は、混合診療の解禁で「選択 「保険適用分の負担が減り 「規制改革会議」元委員の主

しかし、混合診療の禁止は、何よりも有

否定された。 省の専門家会議で同療法の有効性自体が 効性と安全性を確認するためにある。 療養(LAK療法)」の使用だったが、厚労 えは、未承認の「活性化自己リンパ球移入 一審、最高裁で敗訴の腎臓がん患者の訴 混合診療の是非をめぐり一 審は勝訴、

てほしい。 るのか。保険外併用療養費の認可を得て される(いずれも通院の場合、図参照)。 は軽減される。「レンティス」を使うと約 ないなら、実施機関があることも教え 医療機関で、この程度の説明はしてい 0 万円もかかって全額自己負担に

済む

(高額療養費適用

の場合、現役並み

険適用で70歳以上は1・2万円の負担

で

ンズ」を使い両目で総費用20万円程度。保

実施されている。

「内障の手術には

般的に「単焦点レ

1

所得等除く)。通常の多焦点レンズは約

11

70

万円、

他の費用は保険対象で自己負担

続かつ全体で成り立ち、分断は極めて 副作用を抑える投薬など医 「線引き」をするのか。術前・術後の検査、 未承認の薬や手術は |療行為は

難 連

ということなのか。 語った。要するに難病は自己責任で治せ、 対象の拡大で「保険財政が持たない」とも と安全を確認したうえ保険対象にされる。 価で、患者にとって負担は重い。そのため 「評価療養」という試行段階を経て、 しかし、規制改革会議の元委員は、保険 般的に極め 有効 て高

混合診療の解禁には賛成できない」と。 制度の縮小と自由診療に大きく道を開 団体協議会」はこう声明した。「公的保険 でブレーキをかけるのだろう。 ながら「公的な医療」に組み込む作業にま 混合診療の解禁は、 その危機感は、この記事でも裏付けら 前述の最高裁判決時、「日本難病・疾病 先進医療を吟味 Ĺ

剛 (みやたけ・ごう) れる。

フォーラム・ジャパン」会長も務める。 ジン」編集長(毎月、最終水曜日午後8時放映)やNPO「福祉 目白大学生涯福祉研究科·客員教授。NHK(Eテレ)「福祉マガ 毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学、目白大学の教授を経て、

どこから、どこまでを保険対象外として

は保険適用にせよ、という主張も根強い。

、現物(サ

・ビス

)給付の医療保険で、

危険も覚悟で受けるから、診察や入院

宮武